

国海安第116号
国海査第286号
令和4年1月31日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公印省略)

検査測度課長
(公印省略)

船舶安全管理の徹底について
(中間検査の受検時期の確認)

今般、旅客船において、船舶安全法に基づく中間検査の受検時期を超えて営業運航していた事案が相次いで発生いたしました。

このような、船舶検査に係る法令違反を犯した状態で船舶を運航する事例は過去にも確認されたことから、これまでも「船舶安全管理の徹底について(船舶検査証書の有効期限の確認)」(平成28年1月25日付け国海安第317号、国海検第533号)により、船舶検査の適切な受検等による安全管理の徹底をお願いしているところです。

つきましては、貴団体傘下の会員におかれては、改めて安全管理について徹底頂きたく、傘下会員各社に下記をご周知頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 中間検査の受検時期を定期的に確認すること。また、中間検査の受検時期は検査基準日の前後3ヶ月であり、中間検査の受検時期の間に合格しなければ、受検時期を超えて運航することはできない旨、関係者及び乗組員に周知すること。

(参考：中間検査の受検時期を超えて運航した場合の罰則は、船舶安全法第18条第1項第7号により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされている)

- ・ 検査の受検時期について疑問がある場合は、最寄りの地方運輸局等又は運輸支局若しくは海事事務所に問い合わせること。